

【商品概要説明書】

大口定期預金

(平成24年9月3日現在)

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・大口定期預金 |
| 2. ご利用いただける方 | ・法人および個人のお客さま |
| 3. 期間 | ・定型方式：1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式：1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括してお預け入れいただけます。 ・1,000万円以上 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%小数点第4位以下切り捨て）により計算します。 ・付利単位：1円 ・1年を365日として日割計算します。 |
| 7. 税金 | ・個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税 (国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人のお客さま・・・総合課税 |
| 8. 手数料 | — |

| | |
|-------------------|--|
| 9. 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまで自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。) ・預入期間2年のもので、中間払利息額が1,000円以上のものについては定期預金とすることができます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切り捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。 (2) 預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 <p style="margin-left: 40px;">A 約定利率×70%</p> <p style="margin-left: 40px;">B 約定利率－(基準利率－約定利率) ×(約定日数－預入日数)／預入日数</p> <p style="margin-left: 40px;">(注) 基準利率については、窓口におたずねください。</p> |
| 11. 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、または窓口にお問い合わせください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・巻頭の「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等」または当組合ホームページ《http://www.tsurushinkumi.co.jp/》をご覧ください。 |
| 13. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険制度の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 |